

さぎぬま法律事務所 弁護士費用等基準

当法律事務所は、以下の基準に従い、弁護士が法律事務を行うにあたっての費用を定めています。なお、基準を定めていない事務については、平成16年4月1日に廃止された日本弁護士連合会の報酬規程に従います。

弁護士費用の額は、全て税込で表記しています。

事件等	費用の種類	弁護士費用の額	備考
【法律相談】			
法律相談	法律相談料	個人の初回の法律相談（30分まで）	無料
		事業者及び2回目以降の法律相談	1時間まで 5500円

【民事事件】			
1 訴訟事件 非訟事件 家事事件 行政事件	着手金	事件の経済的な利益の額が	①
		300万円以下の場合	
	300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円+税	
	3000万円を超える場合	3%+69万円+税	
		※着手金の最低額は22万円	
	報酬金	事件の経済的な利益の額が	①
300万円以下の場合		経済的利益の16%+税	
300万円を超え3000万円以下の場合		10%+18万円+税	
		3000万円を超える場合	6%+138万円+税
2 示談交渉事件 調停事件	着手金	民事事件1に準ずる。	
	報酬金	ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は2分の1に減額することができる。 ※着手金の最低額は22万円	

3 離婚事件	交渉事件・調停事件		①
	着手金 報酬金	基本 それぞれ 33 万円 事件が特に重大又は複雑な場合 それぞれ 55 万円以内 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記金額の 2分の1 に減額することができる。 ※財産上の請求は上記とは別に民事事件 1 又は 2 の基準による。	
	訴訟事件		
	着手金 報酬金	基本 それぞれ 44 万円 事件が特に重大又は複雑な場合 それぞれ 66 万円以内 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記金額の 2分の1 に減額することができる。 ※財産上の請求は上記とは別に民事事件 1 又は 2 の基準による。	
4 破産 民事再生	着手金	事業者（法人及び代表者） 55 万円以上 個人 33 万円以上	
	報酬金	基本 なし 事件が重大又は複雑なとき 11 万円以上	
5 任意整理	着手金	民事事件 4 の基準による。	
	報酬金	解決金報酬金 1 社あたり 2 万 2000 円 減額報酬金 減額分の 10%+税 過払金報酬金（交渉） 回収額の 20%+税 （訴訟） 回収額の 25%+税	
6 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 経済的利益の 3000 万円以下の場合 1%+3 万円+税 3000 万円を超える場合 0.5%+18 万円+税 ※着手金の最低額は 22 万円	①
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 経済的利益の 3000 万円以下の場合 2%+6 万円+税 3000 万円を超える場合 1%+36 万円+税	
7 境界に関する 事件	着手金 報酬金	それぞれ 33 万円から 66 万円 ※民事事件 1 の基準による額が上回るときは、それによる。	②

8 保全命令申立	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
	着手金	民事事件1の基準による額の2分の1 ※着手金の最低額は11万円
	報酬金	基本 なし 本案の目的を達したとき 民事事件1の基準による額
9 民事執行事件	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、民事事件1による基準の3分の1 ※着手金の最低額は11万円	
	民事執行事件・執行停止事件のみ	
	着手金	1の着手金の額の2分の1 ※着手金の最低額は22万円
	報酬金	1の報酬金の額の4分の1
10 証拠保全	手数料	22万円+民事事件の1の基準により算定された額の10分の1 事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。
11 簡易な家事審判 申立事件（家事事 件手続法別表1に 属する事件で事案 簡明なもの）	着手金	基本 それぞれ22万円
	報酬金	事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。
	手数料	基本 33万円 事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。
12 行政上の審査請 求・異議申立・再審 査請求その他の不 服申立事件	※審尋又は口頭審理等を経たときは、民事事件1の基準による。 ※着手金の最低額は22万円	
	着手金	1の着手金の額の3分の2の額
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額

【刑事事件】				
1 起訴前及び起訴後の刑事事件	着手金	基本 33万円 事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。		
	報酬金	起訴前		
		不起訴・処分保留の場合	基本 44万円	
		略式起訴の場合	基本 33万円	
		事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。		
起訴後				
	無罪の場合	基本 55万円		
	執行猶予判決	基本 33万円		
	求刑より減刑された場合	基本 33万円		
	その他の場合	基本 22万円		
事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。				
2 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金	上記事件を受任している場合、原則なし。		
	報酬金	その他、依頼者との協議により定めることができる。		
3 告訴・告発	着手金	1件につき 22万円 以上		
	報酬金	依頼者との協議による。		

【少年事件】			
1 家庭裁判所送致前及び送致後	着手金	基本 33万円 事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。	
	報酬金	非行事実なし	基本 55万円
		不処分・保護観察の場合	基本 44万円
		その他の場合	基本 33万円
事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。			
2 抗告・再抗告及び保護処分の取消	着手金	上記事件を受任している場合、原則なし。	
	報酬金	事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。	

【その他の手数料】			
1 法律関係調査 事実関係調査	手数料	基本 22万円 事件が特に重大又は複雑な場合、依頼者との協議による。	
2 契約書類及びこれ に準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が 1000万円未満の場合 5万5000円から11万円 1000万円以上の場合 11万円から33万円	
	非定型	22万円以上 依頼者との協議による。	
	公正証書に する場合	上記の手数料+3万3000円	
3 内容証明郵便	基本	弁護士名の表示なし 2万2000円から5万5000円 弁護士名の表示あり 3万3000円から6万6000円	
4 遺言書作成	定型	11万円から22万円	
	非定型	経済的利益の額が 300万円以下の場合 22万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円+税 3000万円を超える場合 0.3%+38万円+税	
	公正証書に する場合	上記の手数料に3万3000円を加算する。	
5 遺言執行	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 33万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+24万円+税 3000万円を超える場合 1%+54万円+税	
	裁判手続を 要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士費用を請求 できる。	
6 任意後見及び財産 管理・身上監護	基本	月額3万3000円から 依頼者との協議による。	
7 顧問料	事業者	月額3万3000円以上 依頼者との協議による。	
	個人	月額1万1000円以上 依頼者との協議による。	
8 出張・出廷日当	半日	2万2000円から4万4000円	③
	一日	4万4000円から8万8000円	

備考

- ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

【算定可能な場合の算定基準】

- イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権、地上権、永小作権、賃貸権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額
権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額+敷地の時価の3分の1の額
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘ+その敷地の時価の3分の1の額
- チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ 担保権 被担保債権額
担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件
ホ、ヘ、チ及びりに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額
取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件 対象となる持分（範囲や持分に争いがある場合はそれを含む）の時価の3分の1の額
- ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。
分割に対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額（執行対象物件の時価相当額を超えない限度）

【算定不能な場合の算定基準】

800万円とする。

ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

- ② 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。
調停及び示談交渉の場合は、7の額又は1の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。
示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、7の額又は1の額のそれぞれ2分の1に減額することができる。
- ③ 半日（往復2時間を超え6時間まで）
一日（往復6時間を超える場合）

注

- 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士費用の額を1時間ごとに1万円以上の時間制（タイムチャージ。日当を含み、実費を含まない。）にすることができる。
- 2 弁護士費用の支払時期
 - イ 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という）の依頼を受けたとき
 - ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき
 - ハ その他の弁護士費用 依頼者との協議により定める。
- 3 イ 弁護士費用は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに定めるものとし、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
 - ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみを受ける。
- 4 イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士費用を請求することができる。
 - ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士費用を減額することができる。
 - ハ 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めるときには、それぞれの弁護士費用を依頼することができる。
- 5 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士費用等について十分説明しなければならない。
- 6 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士費用の支払時期を変更し（分割による支払も含む。）又は減額若しくは免除できる。
- 7 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士費用を増額することができる。
- 8 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を増額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件1件により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。
- 9 イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、精算する。
 - ロ イにおいて、弁護士の上に重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士費用の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
 - ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士費用の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その部分については請求することができない。
- 10 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

- 11 依頼者が弁護士費用又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。
- 12 この規定は、令和3年9月1日から施行する。この規定施行の際、現に処理中の事件の弁護士費用等については、なお従前の例による。